

## 14 日本語医学図書申請リスト

## 日本語医学図書申請リスト

| 番号 | 書名                                      | 編著  | 価格     | 出版社      | 国際標準番号            | 出版年度 |
|----|---|---|--------|----------|-------------------|------|
| 1  | 小児のMRI画像診断                              | 真家 雅彦／編                                       | 9000円  | 診断と治療社   | ISBN4-7878-0389-1 | 97年度 |
| 2  | ファミリー・ディング-6腎、副腎、後腹膜、骨盤腔                | 河野 敦／編  | 6500円  | 医学書院     | ISBN4-260-18036-3 | 97年度 |
| 3  | 頭頸部画像診断学                                | 高橋 睦正／<br>編著                                  | 7200円  | 中外医学社    | ISBN4-498-01322-0 | 97年度 |
| 4  | 内視鏡下超音波診断法                              | 竹本 忠良／<br>他編                                  | 23000円 | 医学図書出版   | ISBN4-87151-275-4 | 97年度 |
| 5  | 最新乳癌の診断と治療<br>(改訂第2版)                   | 奥野 勝／編著                                       | 18000円 | 永井書店     | ISBN4-8159-1549-0 | 97年度 |
| 6  | 最新内科学大系70巻11<br>呼吸器疾患                   | 工藤 舜二／<br>他著                                  | 29000円 | 中山書店     | ISBN4-521-0681-8  | 97年度 |
| 7  | 心臓性突然死                                  | 村山 正博／<br>他編                                  | 15000円 | 医学書院     | ISBN4-260-10921-9 | 97年度 |
| 8  | 心不全                                     | 篠山 重威／編                                       | 18000円 | 医薬ジャーナル社 | ISBN4-7532-1632-4 | 97年度 |
| 9  | Coronary Interventionの臨床<br>と病理         | 野野木 宏／<br>他編                                  | 10000円 | 医学書院     | ISBN4-260-10922-7 | 97年度 |
| 10 | 消化管内視鏡診断テキスト<br>食道、胃、十二指腸<br>(第2版)      | 長廻 紘／<br>他編                                   | 7900円  | 文光堂      | ISBN4-8306-1839-6 | 97年度 |
| 11 | 内視鏡像の読み方                                | 長廻 紘／監  | 6500円  | 新興医学出版社  | ISBN4-8802-254-3  | 97年度 |
| 12 | 消化器内視鏡のコツと落とし穴 上部消化管1                   | 鈴木 博昭／編                                       | 9500円  | 中山書店     | ISBN4-521-52011-1 | 97年度 |
| 13 | 消化器内視鏡のコツと落とし穴 上部消化管2                   | 鈴木 博昭／編                                       | 9300円  | 中山書店     | ISBN4-521-52021-9 | 97年度 |
| 14 | 消化器内視鏡のコツと落とし穴 下部消化管                    | 鈴木 博昭／編                                       | 9300円  | 中山書店     | ISBN4-521-52031-6 | 97年度 |
| 15 | 消化器内視鏡のコツと落とし穴 肝、胆、膵                    | 鈴木 博昭／編                                       | 8400円  | 中山書店     | ISBN4-521-52041-3 | 97年度 |
| 16 | 消化器内視鏡のコツと落とし穴 腹腔鏡下手術                   | 鈴木 博昭／編                                       | 8500円  | 中山書店     | ISBN4-521-52051-0 | 97年度 |
| 17 | 胸腔鏡手術の基本手技                              | 古瀬 彰／編  | 11000円 | 中外医学社    | ISBN4-498-0332-7  | 97年度 |
| 18 | INTEGRATED<br>ESSENTIALS 薬理学<br>(改訂第3版) | 給谷 豊／<br>他編                                   | 7000円  | 南江堂      | ISBN4-524-0137-7  | 97年度 |
| 19 | 戸田新細菌学 (第31版)                           | 天児 和暢／<br>他編                                  | 15000円 | 南山堂      | ISBN4-525-16011-x | 97年度 |
| 20 | 今日の治療指針                                 | 日野原重明<br>岡部正和／監修<br>稲垣義明<br>多賀須幸男<br>尾形悦郎／総編集 | 18000円 | 医学書院     | ISBN4-260-10897-2 | 97年度 |
| 21 | 標準放射線医学 第5版                             | 有水 昇／監修                                       | 10000円 | 医学書院     | ISBN4-260-13825-1 | 97年度 |

| 番号 | 書籍名                            | 編者   | 価格     | 出版社   | 国際標準番号 出版年度             |
|----|--------------------------------|--|--------|-------|-------------------------|
| 22 | 標準微生物 第6版                      | 川名林治／<br>監修<br>平松啓一<br>山西弘一／<br>編集         | 6400円  | 医学書院  | ISBN4-260-10445-4 97年度  |
| 23 | 標準生理学 第4版                      | 本郷利憲<br>広重 力<br>豊田順一<br>熊田 衛／<br>編集        | 12000円 | 医学書院  | ISBN4-260-10131-5 97年度  |
| 24 | C型肝炎                           | 林 紀夫<br>清澤研道／<br>編集                        | 11000円 | 医学書院  | ISBN4-260-10894-8 97年度  |
| 25 | 標準脳神経外科学<br>第7版                | 矢田賢三<br>木下和夫<br>佐藤 修<br>小箱元英／<br>編集        | 6300円  | 医学書院  | ISBN4-260-12205-3 97年度  |
| 26 | 標準整形外科学第6版                     | 寺山和雄<br>広畑和志／<br>監修<br>辻 陽雄<br>石井清一／<br>編集 | 8800円  | 医学書院  | ISBN4-260-12573-7 97年度  |
| 27 | DRPLA-臨床神経学から<br>分子医学まで        | 辻 省次<br>内藤明彦／<br>編集<br>小柳新策／著              | 11000円 | 医学書院  | ISBN4-260-11811-0 97年度  |
| 28 | 標準病理学                          | 町並隆生<br>秦 順一／<br>編集                        | 9800円  | 医学書院  | ISBN4-260-10356-3 97年度  |
| 29 | 胸部CTの読み方                       | 河野通雄                                       | 10000円 | 医学書院  | ISBN4-260-13832-4 97年度  |
| 30 | 今日の小児治療指針<br>第11版              | 矢田純一<br>柳澤正義<br>山口規容子／<br>編集               | 15500円 | 医学書院  | ISBN4-260-11497-21 97年度 |
| 31 | 司法精神医学と精神鑑定                    | 小田 晋／<br>監                                 | 9600円  | 医学書院  | ISBN4-260-10904-9 97年度  |
| 32 | 形成外科ADVANCEコース<br>レーザー治療：最新の進歩 | 長田 光博／<br>他編                               | 14500円 | 克誠堂出版 | ISBN4-7719-0190-2 97年度  |
| 33 | 眼科診療ワザ18 白内障<br>手術の適応と進め方      | 三宅 謙作／<br>編                                | 15000円 | 文光堂   | ISBN4-8306-3239-9 97年度  |
| 34 | 整形外科ワザズ (改訂第3<br>版)            | 津山 直一／<br>他監                               | 22000円 | 南江堂   | ISBN4-524-20106-8 97年度  |

| 番号 | 書籍名   | 編著       | 価格     | 出版社          | 国際標準書号 出版年度             |
|----|---|----------|--------|--------------|-------------------------|
| 35 | 心臓病診断プラクティス<br>冠動脈疾患を心エコー<br>図で診る             | 吉川 純一／編  | 12000円 | 文光堂          | ISBN4-8306-1652-0 97年度  |
| 36 | NIM Lectures 内分泌代<br>謝病学 (第4版)                | 井村 裕夫／他編 | 7500円  | 医学書院         | ISBN4-260-17044-9 97年度  |
| 37 | TEXT耳鼻咽喉科 頭頸<br>部外科学                          | 神崎 仁／編   | 8500円  | 南山堂          | ISBN4-525-37001-7 97年度  |
| 38 | アミロイドシス                                       | 磯部 敬／著   | 6000円  | 医学書院         | ISBN4-260-10916-2 97年度  |
| 39 | 新図解整形外科エッセンス                                  | 平澤 泰介／編  | 4700円  | 南山堂          | ISBN4-524-21235-3 97年度  |
| 40 | ミトコンドリア病                                      | 塾中 征哉／他編 | 8000円  | 医学書院         | ISBN4-260-11815-3 97年度  |
| 41 | 尿沈渣 (第5版)                                     | 長浜 大輔／著  | 4000円  | 文光堂          | ISBN4-8306-4207-6 97年度  |
| 42 | 整形外科外来リズム 2<br>スポーツ外来                         | 越智 隆弘／編  | 11000円 | メジカル<br>ビュー社 | ISBN4-89553-660-2 97年度  |
| 43 | 脳、脊髄血管造影ニューラル                                 | 宮坂 和男／編著 | 15000円 | 南江堂          | ISBN4-524-20176-9 97年度  |
| 44 | ES Now illustrated 5<br>トラベクトミ 増殖抑制薬<br>の併用   | 桑山 泰明／編  | 11000円 | メジカル<br>ビュー社 | ISBN4-89553-611-4 97年度  |
| 45 | リンパ系局所解剖カラートラス<br>癌手術の解剖学的基盤                  | 佐藤 達夫／編  | 23000円 | 南江堂          | ISBN4-524-20138-6 97年度  |
| 46 | 新染色体異常トラス                                     | 阿部 達生／他編 | 16000円 | 南江堂          | ISBN4-524-20228-5 97年度  |
| 47 | 今日の診断指針 ポケット<br>版 (第4版)                       | 亀山 正邦／他編 | 18000円 | 医学書院         | ISBN4-8306-10915-4 97年度 |
| 48 | Atlas NOW骨、関節疾患<br>の画像診断2 外傷                  | 松井 直夫／他監 | 13000円 | 診断と治<br>療社   | ISBN4-7878-0420-0 97年度  |
| 49 | 至適透析をめざして<br>一步進んだ透析治療<br>(訂補版)               | 太田 和夫／監  | 7700円  | 中外医学<br>社    | ISBN4-498-02463-x 97年度  |
| 50 | 透析療法—専門医に聞く<br>最新の治療                          | 佐中 孜／他編  | 6700円  | 中外医学<br>社    | ISBN4-498-02478-8 97年度  |
| 51 | 図説脳神経外科New<br>Approach 3 脳室とその<br>近傍 機能 解剖 手術 | 佐藤 深／編   | 10000円 | メジカル<br>ビュー社 | ISBN4-89553-617-3 97年度  |
| 52 | Ultrasonic Bronchoscopy                       | 小野 良祐／著  | 12800円 | 中山書店         | ISBN4-521-01081-4 97年度  |
| 53 | 病原ウイルス学 (改訂<br>第2版)                           | 加藤 四郎／他編 | 15000円 | 金芳堂          | ISBN4-7653-0867-7 97年度  |
| 54 | Atlas Now骨 関節疾患<br>の画像診断1 骨、軟部<br>腫瘍          | 松井 直夫／監  | 13000円 | 診断と治<br>療社   | ISBN4-7878-0419-7 97年度  |

| 番号 | 書籍名  | 編著       | 価格     | 出版社      | 国際標準書号 出版年度            |
|----|--|----------|--------|----------|------------------------|
| 55 | Atlas Now骨、関節疾患の画像診断4 脊椎、脊髄疾患                | 松井 宣夫/監  | 13000円 | 診断と治療社   | ISBN4-7878-0422-7 97年度 |
| 56 | 大腸癌 早期診断のための分子病理学的アプローチ                      | 長廻 紘/他編  | 7500円  | 医薬ジャーナル社 | ISBN4-7532-1661-6 97年度 |
| 57 | 血液標本の見方 (改訂第5版)                              | 柴田 進/他著  | 7200円  | 金芳堂      | ISBN4-7653-0864-2 97年度 |
| 58 | 大腸内視鏡挿入法ビギナーからベテランまで                         | 工藤 進英/著  | 12000円 | 医学書院     | ISBN4-260-12447-1 97年度 |
| 59 | 膵、胆管合流異常 そのConsensusとControversy             | 古味 信彦/監  | 13500円 | 医学図書出版   | ISBN4-87151-273-8 97年度 |
| 60 | 産婦人科外来シリーズ4 子宮内膜症外来                          | 藤本 征一郎/編 | 8500円  | メジカルビュー社 | ISBN4-89553-562-2 97年度 |
| 61 | 標準分子医化学                                      | 藤田 道也/編  | 10000円 | 医学書院     | ISBN4-260-10214-1 97年度 |
| 62 | 医系病理学  | 中村 恭一/他編 | 13000円 | 中外医学社    | ISBN4-498-00404-3 97年度 |
| 63 | 標準薬理学 (第5版)                                  | 海老原 昭夫/監 | 6400円  | 医学書院     | ISBN4-260-10526-4 97年度 |
| 64 | 癌の画像診断1 肝癌、胆嚢、胆道癌、膵癌                         | 森山 紀之/他編 | 20000円 | メジカルビュー社 | ISBN4-89553-648-3 97年度 |
| 65 | 今日の治療 体液、電解質異常の臨床                            | 菱田 明/編   | 9500円  | 永井書店     | ISBN4-8159-1546-6 97年度 |
| 66 | 病態生理、生化学、栄養 図説 病気の成立ちと体 [11] 疾患別病態生理 編 (第2版) | 中野 昭一/編著 | 5300円  | 医歯薬出版    | ISBN4-263-70340-5 97年度 |
| 67 | 分子医科学で病気を識る シーズ5 チャネルとトランスポーター その働きと病気       | 岡田 泰伸/他編 | 3500円  | メジカルビュー社 | ISBN4-89553-531-2 97年度 |
| 68 | 呼吸調節のしくみ ベッドサイドへの応用                          | 川上 義和/編  | 12000円 | 文光堂      | ISBN4-8306-1713-6 97年度 |
| 69 | Color Atlas グラフィック神経学                        | 田中 順一/他著 | 19000円 | 医歯薬出版    | ISBN4-263-20839-0 97年度 |
| 70 | 泌尿器科最新の手術                                    | 生駒 文彦/他編 | 17000円 | 中外医学社    | ISBN4-498-06410-0 97年度 |
| 71 | 頭頸部癌治療における化学療法の役割                            | 犬山 征夫/編著 | 12000円 | 東京医学社    | ISBN4-88563-106-8 97年度 |

| 番号  | 書籍名   | 編著        | 価格     | 出版社          | 国際標準書号 出版年度               |
|-----|---|-----------|--------|--------------|---------------------------|
| 7 2 | 標準免疫学   | 谷口 克／他編   | 8000円  | 医学書院         | ISBN4-260-10446-2 97度     |
| 7 3 | 癌の画像診断 2肺<br>癌、縦隔腫瘍                             | 江口 研二／他編  | 20000円 | メジカル<br>ビュー社 | ISBN4-89553-649-1 97度     |
| 7 4 | Modern Diabetes1<br>糖尿病の診断と治療                   | 河盛 隆造／他編  | 11000円 | メジカル<br>ビュー社 | ISBN4-89553-644-0 97度     |
| 7 5 | Modern Diabetes 2<br>糖尿病血管合併症の<br>診断と治療         | 河盛 隆造／他編  | 11000円 | メジカル<br>ビュー社 | ISBN4-89553-645-9 97度     |
| 7 6 | 最新内科大系プログ<br>レス3 血液 造血器<br>疾患                   | 斎藤 英彦／他著  | 27500円 | 中山書店         | ISBN4-521-40841-9 97度     |
| 7 7 | 老年医学テキスト  | 日本老年医学会／編 | 6500円  | メジカル<br>ビュー社 | ISBN4-89553-647-5 97度     |
| 7 8 | 整形外科外来シリー<br>ズ1 腰椎の外来                           | 菊地 臣一／編   | 12000円 | メジカル<br>ビュー社 | ISBN4-89553-659-9 97度     |
| 7 9 | 結核クリニック   | 大野 重昭／他編  | 14000円 | 医学書院         | ISBN4-260-13751-4 97度     |
| 8 0 | プリンシプル産科婦<br>人科学1                               | 坂元 正一／他監  | 13000円 | メジカル<br>ビュー社 | ISBN4-89553-642-4 97度     |
| 8 1 | ホルモン補充療法<br>Hormone Replaceme<br>nt Therapy:HRT | 麻生 武志／編   | 4200円  | 医薬ジャ<br>ーナル社 | ISBN4-7532-1648-9<br>97年度 |
| 8 2 | 蛋白の糖化 AGEの<br>基礎と臨床                             | 繁田 幸男／他編  | 5000円  | 医学書院         | ISBN4-260-10215-x<br>97年度 |
|     | 合 計   |           | 8 2冊   |              |                           |

教育用機材使用状況調査表

| 機 材 名        | 用 途 と 成 果  |
|--------------|--|
| K T プレーザ治療装置 | 本機材を利用して、196例の手術を行い、病例を総括後国家級論文を3編発表し、“光動力療法を利用した咽頭癌治療の基礎と臨床の研究”という省級の課題を申請し、研究経費15万円の補助を受けた。              |
| 教学用ビデオ投影システム | 本設備を利用して画像とビデオ教育を行った。教育手段は活発化し、教師と学生双方に歓迎された。講義内容のビデオ収録によって、講義の質、量とも向上し、更にこれを客観的に観察、把握することで教育状況の把握に役立っている。 |
| 冷却遠心器        | 研究者と大学院生の実験、学生の実習及び臨床検査などの各方面にわたり広範に使用されている。   |
| 放射線用ビデオテープ   | 臨床教育手段が改善され、教育の質が向上した。   |
| P C R 装置     | 遺伝子解析用。臨床検査や科学研究の分野で広範に使用されている。  |
| 血液分析装置       | 血液各種生化学的検査に使用。臨床検査の能率が飛躍的に向上した。  |
| 多チャンネル生理記録装置 | 各種の生理機能を同時観察、記録することで、臨床医の疾病早期診断への効果があらわれた。   |
| 腔式 B 型超音波装置  | 鮮明な画像による正確な定位診断が可能で、導入以後、沈陽市内の病院から産婦人科の患者を確定診断のために第3病院に移送している。   |
| 腹腔鏡          | 切開による侵襲を少なくすることで、患者の苦痛を軽減し、体腔内の疾患観察と治療が可能。導入以後、患者に好評で治療率も向上。   |
| 生理モニター装置     | 術後患者の生理機能をモニターすることにより、医師と看護婦の患者に対する病状把握が容易となった。  |
| 小児用気管支鏡      | 形態異常、挿管困難或いは救急患者に対する補助と吸引作用の他、気管支異物の摘出に効果著明。   |
| 臨床診断用人体モデル   | 96年、97年に導入し、臨床技能実験室において活用。   |

中日医学教育センター臨床医学教育プロジェクトProject Design Matrix (PDM)

作成日：1999/01/15

協力期間：1995/04/26～2000/04/25（5年間）

対象地域：中国遼寧省瀋陽市

作成方法：日本側作成、中国側了承

中国側実施機関：衛生部、中国医科大学

日本側実施機関：JICA、慶應義塾大学、東北大学、九州大学

ターゲットグループ：日本語クラス6年生（50名）及び中日医学教育センター研修医の担当指導医

| プロジェクト要約  | 指標   | 指標データ入手手段   | 外部条件  |
|---|--|---|---|
| <b>上位目標</b><br>—医学教育の発展を通じ、中華人民共和国の医療技術および研究レベルの向上をめざす。   | 国内学会及び国内医学雑誌の発表数   | 各種国内学会要旨集或いは国内雑誌  | 中国医学教育分野への政策的支援がプロジェクト開始時より後退しない。   |
| <b>プロジェクト目標</b><br>—中日医学教育センターが日本語による臨床医学教育の拠点として優秀な臨床医を排出する。   | 臨床教育内容レベル<br>卒業学生・研修医の数・レベル<br>指導医数  | -中国医科大学による卒業試験結果、臨床医学教育計画、臨床医学教育実績<br>-プロジェクト進捗状況報告書、調査団報告書、  | —中央政府と中国医科大学が有機的連携を維持する。  |
| <b>成果</b><br>1. 中日医科大学日本語クラス6年生の臨床実習が充実する。<br>2. 中日医科大学日本語クラス6年生の適切な臨床実習の成果に対する適切な評価方法が確立される。<br>3. 中日医学教育センターの研修医教育制度が確立する。<br>4. 日本語クラス6年生及び中日医学教育センター研修医の教育内容に新医療技術が導入される。<br>5. 日本語クラス6年生および中日医学教育センター研修医の教育に携わる人材が育成される  | 1-1. 臨床実習内容の充実度<br>1-2. 臨床教育用教材の利用度<br>1-3. 指導医の指導技術能力<br>1-4. 臨床実習体制の構築度<br>1-5. 教材の選定・量・質<br>1-6. 病院におけるカリキュラムの利用とその監理保存体制の整備<br>2-1. 臨床実習評価方法の充実度・実行度<br>3-1. 研修医研修内容の充実度<br>3-2. 研修医教育制度の充実度・実行度<br>3-3. 研修指導医の指導能力<br>4-1. 導入された新医療技術の取組・利用度<br>4-2. 新医療技術用教材の維持管理状況<br>5-1. 育成された指導医数<br>5-2. 指導医組織体制の充実度  | -中国医科大学による<br>会計報告書<br>卒業試験結果<br>臨床医学教育計画<br>臨床医学教育実績表<br>教材管理台帳<br>-プロジェクト進捗状況報告書<br>-調査団報告書<br>-学術発表会、セミナー開催報告書   | —中央政府と中国医科大学が有機的連携を維持する。<br>—センター付属病院病棟建設計画が進捗する。<br>—日本語クラスの入学者の質がプロジェクト開始時より低下しない。<br>—指導を受けた指導医がセンター付属病院で勤務を続ける。 |
| <b>活動</b><br>1-1. 教育改革委員会を設立した。<br>1-2. 現行の臨床実習の改善すべき点を調査した。<br>1-3. 定期教育改革会議を開催した。<br>1-4. 実習大綱改革案を作成した。<br>1-5. 改革案の試行を行った。<br>1-6. 教育用教材を導入および改訂した。<br>1-7. 教育環境の整備を行った。<br>1-8. 臨床実習用機器中央管理システムを導入した。<br>1-9. 全国臨床教育改革セミナーを開催した。<br>2-1. 現行の評価方法の改善すべき点を調査した。<br>2-2. 臨床実習評価方法改革案を作成した。<br>2-3. 評価方法改革案の試行および改善を行った。<br>3-1. 現行の研修内容を調査した。<br>3-2. 研修医のためのカリキュラムを作成した。<br>3-3. 研修成果の評価方法を作成した。<br>3-4. 研修医教育取組の試行及び改善を行った。<br>4-1. 導入すべき新医療技術の内容・水準を検討した。<br>4-2. 新医療技術を臨床実習・研修内容へ組み入れた。<br>4-3. 指導医（CP）に新医療技術の実技指導を行った。<br>4-4. 必要な実技指導用教材を導入した。<br>4-5. 指導医及び学生・研修医に対し、特別講演・講習会を開催した。<br>5-1. 各科の指導医（CP）に講義教授法を指導した。<br>5-2. 外来・病棟での指導法を指導した。<br>5-3. 臨床教育改革セミナーを開催した。<br>5-4. 最新の情報誌・医学雑誌およびビデオ等の整備を行った。<br>5-5. 指導医組織体制を改善した。 | <b>日本側</b><br><b>専門家派遣</b><br>長期専門家 ①チーフアドバイザー<br>②業務調整<br>③その他<br>短期専門家<br>*次に掲げる分野の専門家<br>循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、神経内科<br>血液内科、腎臓内科、内分泌内科<br>心臓外科、胸膜外科、一般外科、神経外科<br>精神神経科、産婦人科、整形外科、泌尿器科<br>小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科<br>漢医学、口腔科、麻酔科、中央検査、超音波<br>医療情報学、診断病理<br><b>教材供与</b><br>プロジェクト実施に必要な臨床教育用教材等を予算の範囲内で供与、<br>約1,000万円～6,000万円/年<br><b>研修医受入</b><br>日本語医学教育指導担当官を2～5名/年 | <b>投入</b><br><b>中国側</b><br><b>土地・建物・施設</b><br>中日医学教育センター<br>臨床指導施設として第3および第1病院<br>日本人専門家室<br><b>要員の確保</b><br>プロジェクト運営管理者<br>各科の指導責任者・カウンターパート<br>循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、神経内科<br>血液内科、腎臓内科、内分泌内科<br>心臓外科、胸膜外科、一般外科、神経外科、<br>精神神経科、産婦人科、整形外科、泌尿器科<br>小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科<br>漢医学、口腔科、麻酔科、中央検査、超音波<br>医療情報学、診断病理<br>日本人専門家室スタッフ<br>秘書、タイピスト、事務員、運転手、通訳<br><br>日本側が供与する以外の必要機材・消耗品の購入<br><br>運営費<br>人件費、施設等維持管理費、光熱水運費、日本人専門家の国内業務旅費、施設保守管理費、供与機材の輸入に係る関税等の費用<br>その他プロジェクトの運営管理に必要な経費 | —センター付属病院の患者数が漸次増加する。<br>—日本語クラスの学生数が現在数を維持する。<br>—第1、第2、センター付属病院が融合しない。<br>—センター付属病院周辺の交通手段、用地の完成を含む環境条件が整備される。    |
|   |  |   | <b>前提条件</b><br>—センター付属病院と第1病院とが各々の役割分担を明かにし、その連携協力体制を構築する。  |

16 プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)

## 17 医師資格試験暫定法

### 医師資格試験暫定法

1999年7月 中国衛生部制定

(訳 財団法人日中医学協会)

#### 第1章 総則

- 第1条 「中華人民共和国業務医師法」(以下略称「業務医師法」)第8条の規定に基づき、本法を制定する。
- 第2条 医師資格試験は医師資格申請者が業務に必要な専門の知識と技能を備えているかどうかを評価する試験である。
- 第3条 医師資格試験は業務医師資格試験と業務医師補資格試験とに分けられる。試験は臨床、中医、(中医、民族医、中西医结合を含む)、歯科、公衆衛生の4分野に分けられる。試験の形式は実技試験と筆記試験である。
- 医師資格試験の方法の具体的な内容と計画は衛生部の医師資格試験委員会が制定する。
- 第4条 医師資格試験は国家統一試験で、毎年1回行う。試験の時期は衛生部医師資格試験委員会が確定し、3ヶ月前に公告する。

#### 第2章 組織管理

- 第5条 衛生部医師資格試験委員会は、全国の医師資格試験の業務の責任を負う。委員会の下に弁公室と専門委員会を置く。
- 各省、自治区、直轄市の衛生行政部門は医師資格試験指導グループを作り、管轄地区の医師資格試験業務の責任を負う。
- 指導グループのグループ長は省レベルの衛生行政部門の主な指導者が兼任する。
- 第6条 医師資格試験の業務の管理は国家医学試験センター、試験地区、試験地点の三級責任制とする。
- 第7条 国家医学試験センターは衛生部と衛生部医師資格試験委員会の指導の下、医師資格試験の技術的業務について具体的に責任を負う。職責は以下の通り。
- (1) 試験の大綱の制定と試験問題作成の具体的な業務
  - (2) 試験業務の管理規定の作成
  - (3) 受験者の登録情報処理、試験用紙の作成、試験用紙の発送、答案カードの回収等の業務
  - (4) 試験の成績の評定と試験の成績表の提供
  - (5) 試験結果の統計分析報告の交付



- (6) 衛生部と衛生部医師資格試験委員会への試験業務についての報告
- (7) 試験地区、試験地点の弁公室の業務指導
- (8) 試験作成専門官の養成
- (9) その他の業務

第8条 各省、自治区、直轄市を試験地区とし、試験地区の主任は省レベルの衛生行政部門の主管指導者が兼任する。

試験地区の基本的な状況と人員構成は衛生部医師資格試験委員会に報告、登録する。  
試験地区に弁公室を置き、その職責は以下の通り。

- (1) 試験地区の医師資格試験の業務管理の具体的措置の制定
- (2) 試験地区の医師資格試験の業務管理について責任を負う
- (3) 各試験地点の弁公室の業務指導
- (4) 登録情報、試験用紙、答案カード、成績表等試験資料の受け取りと転送、国家医学試験センターへの登録名簿、答案カード等試験資料の郵送
- (5) 受験者の資格の再審査、照合
- (6) 試験期間に試験地区で発生した重大な問題の処理と報告
- (7) その他

第9条 試験地区は受験生の状況を考慮して試験地点を設置し、衛生部医師資格試験委員会に報告、登録する。試験地点は地区または地区の市に設置する。試験地点には主任試験官を1人置く。主任試験官は地区あるいは地区の市レベルの衛生行政部門の主管指導者が兼任する。

試験地点は試験地点に適した設置基準を設ける。試験地点に弁公室を設置する。その職責は以下の通り。

- (1) 該当地区の医師資格試験の業務について責任を負う
- (2) 受験者の出願の受理、受験者の出願書類の確認、受験資格の審査
- (3) 受験者の申請書類の記入の指導、受験者に関する情報の統一的な処理
- (4) 受験料の受領
- (5) 受験票の発行
- (6) 試験会場の手配、試験監視員の手配と養成訓練
- (7) 試験地点の試験用紙、答案カードの受け取り、試験前の機密保持の責任を負う
- (8) 試験の実施
- (9) 試験終了後の試験用紙、答案カードの点検、答案カードの郵送と試験用紙の廃棄
- (10) 成績表の発送ならびに成績に関する問い合わせの受付
- (11) 試験期間中に試験地点で発生した問題の処理と報告

(12)その他

第10条 各試験管理部門と機構は計画的に各々の試験作業員を養成訓練しなければならない。

第3章 出願手続き

第11条 「業務医師法」第9条に適する者は、業務医師資格試験に出願することができる。

1998年6月26日以前に医士専門技術職の資格を取得後、業務医師補の資格を取得した者で医士としての就業期間と業務医師補取得後の就業期間の合計が満5年の者は業務医師資格試験に出願できる。

高等学校医学本科以上の学歴とは国務院教育行政部門が認可する各種の高等学校医学本科以上の学歴を指す。

第12条 「業務医師法」第10条に適する者は、業務医師補資格試験に出願できる。

高等学校医学専科の学歴とは省レベル以上の教育行政部門が認可する各種の高等学校医学専科の学歴を指す。中等専門学校医学専業の学歴は省レベル以上の教育行政部門が認可する各種の中等専門学校の医学専業中等学歴を指す。

第13条 医士資格試験に申請参加する者は、公告の期限内に本籍地の試験弁公室に申請し、以下の資料を提出しなければならない。

(1)脱帽正面半身の2寸四方の大きさの写真2枚

(2)身分証明書

(3)卒業証明書のコピー

(4)試用機関が出す1年の試用期間の終了と審査合格の証明書

(5)業務医師補が業務医師資格試験に申請する場合は、「医師資格証明書」コピー、「医師業務証明書」コピー、業務時間と審査合格証明書

(6)出願に必要なその他の書類

試用機関の所在地と本籍地が異なる場合は、試用機関の推薦により、試用機関の所在地で試験に申請参加できる。

第14条 審査を経て、出願条件に適している場合は試験地点が「受験票」を支給する。

第15条 出願後試験に参加しない場合は、その受験資格は取り消される。

第4章 実技試験

第16条 衛生部医師資格試験委員会の指導の下、省レベルの医師資格試験指導グループは管轄区の実験者の状況と専門により、実技試験大綱に基づいて、実技試験を責任を持って実施する。

第17条 業務医師補業務証明書をすでに取得し、業務医師資格試験に出願する者は、実技試験を

免除できる。

第 18 条 省レベル医師資格試験指導グループの批准を経た、「医療機関基準」2 級以上の病院（中医、民族医、中西医結合の病院は除く） 婦幼保健院、救急センターは、各々の機関に指定された受験者の臨床分類別の実技試験を引き受ける。

前述の規定外のその他の者は、試験地点の弁公室の統一手配により、省レベルの医師資格試験指導グループの指定する地区の市レベル以上の医療、予防、保健機関、組織で実技試験に参加する。受験する機関、組織は医学総合筆記試験の受験地に所在しなければならない。

第 19 条 実技試験を実施する試験官は下記の条件を備えていなければならない。

（1）主治医師以上の専門技術職務資格を取得して 3 年以上であること

（2）医師の養成訓練または医学専門学生の実習指導の経験が 1 年以上あること

（3）省レベルの医師資格試験指導グループが行う試験関連業務知識の訓練を経て、試験に合格し、省レベルの医師資格試験指導グループから実技試験官任命証書を交付されていること

実技試験官の任期は 2 年。

第 20 条 実技試験を引き受ける機関あるいは組織内に若干の試験グループを置く。それぞれの試験グループは 3 人以上の奇数の試験官から成る。その中の 1 名を主任試験官とする。主任試験官は副主任医師以上の専門技術職資格を有し、かつ実技試験機関または組織の主要な責任者の推薦を受け、試験地点の弁公室に申請し、審議、批准される。

第 21 条 試験官が次に掲げる条件のひとつに該当する場合は、自ら辞退しなければならない。受験者も口頭または書面で辞退について申請する権利がある。

（1）受験者の近親者

（2）受験者と利害関係がある場合

（3）受験者とその他の関係にあり、試験の公正さに影響を与える場合

前述の規定は試験組織の業務員にも適用される。

第 22 条 実技試験機関あるいは組織は受験者が提出する試用期間 1 年の実践に関する書類について真剣に審議しなければならない。

第 23 条 試験グループの評議の際、意見が分かれる場合は、多数決により決定し、主任試験官が試験結果に署名する。但し、少数意見も記録しなければならない。評議記録は試験グループの全試験官が署名する。

第 24 条 省レベルの医師資格試験指導グループは実技試験の業務を引き受ける機関あるいは組織に対する検査、指導、監督、評価を強化しなければならない。

第 25 条 本法第 18 条第 1 項に規定する機関は、受験者の試験結果および関係資料を試験地点の

弁公室に審議のために通知しなければならない。試験地点の弁公室は医学総合筆記試験の15日前に実技試験の結果を受験者に通知し、合格者に対しては、主任試験官が署名発行する実技試験合格証明を交付する。

本法第18条第2項に規定する機関あるいは組織は試験終了後、試験結果および関係資料を試験地点の弁公室に審議のために通知しなければならない。試験地点の弁公室は試験結果を受験者に通知し、合格者に対しては、主任試験官が署名発行する実技試験合格証明を交付する。弁公室への報告と受験者への通知の具体的な時期については省レベル衛生行政部門が定める。

実技試験合格者のみ医学総合筆記試験に参加できる。

## 第5章 医学総合筆記試験

第26条 実技試験に合格した受験者は実技試験合格証明を持って医学総合筆記試験に参加しなければならない。

第27条 医師資格試験問題(予備用も含む)と標準解答は、使用前は厳格に秘密を保持し、使用後の試験問題は廃棄しなければならない。

第28条 国家医学試験センターは試験地区に医学総合筆記試験用紙と答案カード、成績台帳、受験者の成績表および試験統計分析結果を提供する。試験地点は試験地区の指導監督の下で試験を計画実施する。

第29条 試験センター、試験地区、試験地点の作業員、出題者は直系親族が医師資格試験に参加する場合は辞退しなければならない。

第30条 医師資格試験終了後、試験地区は直ちに試験の状況を衛生部医師資格試験委員会に報告しなければならない。

第31条 医師資格試験合格ラインは衛生部医師資格試験委員会が確定し、公告する。

第32条 受験者の成績表は試験地点が受験者に交付する。受験者の成績は正式交付以前は厳格に秘密を保持しなければならない。

第33条 試験合格者は、業務医師資格あるいは業務医師補資格を授与させる。省レベルの衛生行政部門は衛生部で統一して印刷制作する「医師資格証明書」を交付する。

「医師資格証明書」は業務医師資格あるいは業務医師補資格の証明書類である。

## 第6章 処罰

第34条 本法に違反し、受験者が次に掲げる条件のひとつに該当する場合は、県レベル以上の衛生行政部門が事情を調査し、警告、批判通告、受験資格の一部取り消し、受験資格の全部取り消し等の処罰あるいは処分を行う。犯罪に該当する場合は、法により刑事責任を

追及する。

- (1) 試験場の規律に違反し、試験場の秩序を乱すこと
- (2) 替え玉受験
- (3) 氏名、年齢、学歴、勤続年数、民族、身分証明、学籍を偽ること
- (4) 関係資料の偽造等不正行為
- (5) その他の重大な不正行為

第35条 試験作業者が本法に違反し、次に掲げる条件のひとつに該当する場合は、県レベル以上の衛生行政部門が警告を与えるかまたは試験作業者としての資格を取り消す。本人の所属する機関は、過失の記録(譴責)、重過失の記録、官級の降格、職位の降格、免職、解雇等の処分を行うことができる。犯罪に該当する場合は、法により刑事責任を追及する。

- (1) 試験監督中の職責の不履行
- (2) 試験答案の評点中に評点の間違い、評点の漏れ、間違いの多い場合、指摘されても改めようとししない者
- (3) 試験答案の評点作業のろうえい
- (4) 立場を利用して、受験者に不正な要求をしたり私利を貪ること
- (5) その他の重大な違反行為

第36条 試験地点が以下に掲げる条件のひとつに該当し、大きな影響がある場合は、試験地点の資格を取り消し、責任者の責任を追及する。

- (1) 試験作業の管理が混乱し、重大な間違いが起こったとき
- (2) 試験場の秩序が混乱し、多くの不正、カンニングが起こったとき
- (3) 試験問題のろうえい、破損、紛失
- (4) その他試験に影響を与える行為

試験場、試験地点で規律が混乱し、組織的な不正がある場合、相当範囲の試験が無効となる。

第37条 衛生行政部門の作業者が本法に関する規定に違反し、試験中に不正な行為を行い、職務をおろそかにし、職権を濫用し、私利に惑わされて不正を行う場合、法により行政処分を行う。犯罪に該当する場合は、法により刑事責任を追及する。

第38条 実技試験の受験者が偽証を行った場合、法により直接の責任者の法的責任を追及する。業務医師が偽証を行った場合、登録を取り消し、「医師業務証明書」を取り下げる。偽証を行った機構の主な責任者に対しては事情を視察し免職、解雇等の処分を行う。犯罪に該当する場合は、法により刑事責任を追及する。

省レベルの医師資格試験指導グループは規定に違反する実技試験の機構あるいは組織に対して責任を持って期限内に改善させる。事情が深刻な場合は、実技試験機構あるいは

組織の資格を取り消す。5年間は実技試験指定機構あるいは組織の再申請はできない。

## 第7章 附則

- 第39条 省レベルの衛生行政部門は本法にもとづいて具体的な規定を制定し、衛生部に報告し、受理される。
- 第40条 国家と省レベルの中医薬主管部門は、それぞれ衛生部医師資格試験委員会と省レベルの医師資格試験指導グループの統一手配の下、中医(中医、民族医、中西医结合を含む)医師資格試験の技術的な作業、受験者の資格審査、実技試験等を実施する。
- 第41条 本法でいう医療機関は「医療機関管理条例」第2条と「医療機関管理条例実施細則」第2条と第3条が規定する機関であり、地域医療サービス機関と採供血機関は「医療機関機構管理条例実施細則」第3条第12項の規定を適用し、予防機関は「伝染病防治法実施弁法」第73条の規定する機関を指す。
- 第42条 家族計画技術サービス機関の職員は本法の規定を適用する。
- 第43条 本法の解釈は衛生部が責任を持って行う。
- 第44条 本法は発布日から施行する。

## 医師業務登録暫定法

1999年7月 中国衛生部制定

(訳 財団法人日中医学協会)

### 第1章 総則

第1条 医師の業務の範囲を定め、医師の管理を強化するために、「中華人民共和国業務医師法」に基づいて、本法を制定する。

第2条 医師は「医師業務証書」を取得後、登録した業務を行う場所、業務の種類、業務の範囲によって、医療、予防、保健活動を行うことができる。

業務を行う場所は医師が勤務する医療、予防、保健機関および登記登録された住所。  
業務の種類は、臨床、中医(中医、民族医、中西医结合を含む) 歯科、公衆衛生を指す。  
「医師業務証書」を取得していない者は、医療、予防、保健活動に従事してはならない。

第3条 衛生部が全国の医師の業務登録の監督管理の責任を負う。

県レベル以上の地方人民政府衛生行政部門は医師の業務登録の主管部門となり、行政区域内における医師の業務登録の監督管理の責任を負う。

### 第2章 登録の条件

第4条 業務医師資格あるいは業務医師補資格のある者は、医師の業務登録ができる。

第5条 次に掲げる条件のひとつに該当する場合は、登録できない。

(1) 民事行為能力がない場合

(2) 刑事罰を受け、刑期満了日から登録申請日までが2年未満の場合

(3) 「医師業務証書」取り消しの行政処罰を受け、処罰決定日から登録申請日までが2年未満の場合

(4) 甲類、乙類の伝染病感染期、精神病発病期、および身体障害等健康状況が医療、予防、保健の業務の任に適さないかまたはその任に堪えない場合

(5) 登録の申請をし直す際、衛生行政部門が指定する機関または組織の審査において不合格になった場合。

(6) 衛生部が医療、予防、保健の業務に従事してはならないと定めたその他の事情がある場合

### 第3章 登録の手続き

第6条 医療、保健機関で勤務しようとする者は、当該機関の業務を批准する衛生行政部門に登

録の申請をしなければならない。予防機関で勤務しようとする者は、当該機関と同レベルの衛生行政部門に登録の申請をしなければならない。

機関、企業や事業体の医療機関に勤務しようとする者は、当該機関に「医療機関業務許可証」を発行している衛生行政部門に申請しなければならない。

第7条 医師の業務登録の申請に当たっては、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 医師業務登録申請審査表
- (2) 脱帽正面半身2寸四方大の写真2枚
- (3) 「医師資格証書」
- (4) 主管部門が指定する医療機関が出す6ヶ月以内の健康診断書
- (5) 身分証明書
- (6) 医療、予防、保健機関の招聘証明
- (7) 省レベル以上の衛生行政部門が定めるその他の資料

登録を申請し直す場合は、前述の第2項から第7項で規定する資料以外に、医師業務再登録申請審査表と県レベル以上の衛生行政部門が指定する医療、予防、保健機関または組織が出す業務水準についての審査結果証明を提出しなければならない。

業務医師資格または業務医師補資格を取得後2年以内に登録していない者が登録を申請するときは、省レベル以上の衛生行政部門が指定する機関で3～6ヶ月の訓練を受け、かつその審査に合格した証明を提出しなければならない。

第8条 登録主管部門は登録の申請を受理した日から30日以内に提出された申請資料の審査を行わなければならない。審査に合格の場合は登録し、衛生部統一の「医師業務証明書」を支給する。

第9条 登録の条件にあわない者に対しては、登録主管部門は登録の申請を受理した日から30日以内に、書面で申請者に通知または理由を説明しなければならない。申請者は異議がある場合は、法に基づいて再審査を申請、または人民法院に起訴できる。

第10条 次に掲げる条件のひとつに該当する場合は、改めて登録の申請をし直さなければならない。

- (1) 医師の業務活動を中止して2年以上の場合
- (2) 本法第5条に定める登録不許可の事情がなくなった場合

改めて登録の申請をし直す者は、まず県レベル以上の衛生行政部門が指定する医療、予防、保健機関または組織で3～6ヶ月の訓練を受け、かつ審査に合格の後、本法の規定に基づいて改めて業務登録の申請をしなければならない。

第11条 業務医師補で業務医師資格を取得後、医療、予防、保健機関で継続して業務を執り行っている場合は、本法第6条の規定に基づいて、業務医師の登録の申請をしなければならない。



ない。

申請者は本法第7条第1項目に定める資料以外に、元の「医師業務証書」を提出しなければならない。登録主管部門は登録手続き中は、元の「医師業務証書」を回収し、新たに「医師業務証書」を支給しなければならない。

第12条 「医師業務証書」はきちんと保管し、借り貸し、抵当に入れる、譲渡、改竄、毀損してはならない。破損または遺失した場合は、当事者は速やかに証書発行部門に再発行について申請しなければならない。破損した「医師業務証書」は証書発行部門に返却しなければならない。「医師業務証書」を遺失した場合は、本人が15日以内に当地の指定する新聞雑誌紙上に公告しなければならない。

#### 第4章 登録の取り消しと変更

第13条 医師登録後次に掲げる条件のひとつに該当する場合は、所在の医療、予防、保健機関は30日以内に登録主管部門に報告し、登録取り消し処理を行わなければならない。

(1)死亡または失踪を宣告された場合

(2)刑事罰を受けた場合

(3)「医師業務証書」取り消しの行政処罰を受けた場合

(4)審査不合格による業務停止期間が満了し、訓練を受け再審査で不合格になった場合

(5)医師の業務活動を中止して2年経過した場合

(6)健康状況が業務の継続に適さない場合

(7)「医師業務証書」の貸し借り、抵当に入れる、譲渡、改竄の行為がある場合

(8)衛生部が医療、予防、保健の業務に従事してはならないと定めたその他の事情がある場合

登録主管部門は前述の状況がある場合は、登録を取り消し、「医師業務証書」を回収しなければならない。

第14条 登録を取り消された当事者は異議がある場合は、法に基づいて再審議を申請、または人民法院に起訴することができる。

第15条 医師登録後次に掲げる条件のひとつに該当する場合は、所在の医療、予防、保健機関は30日以内に登録主管部門に報告登録しなければならない。

(1)転勤、休職、退職の場合

(2)免職、解雇された場合

(3)省レベル以上の衛生行政部門が定めるその他の事情がある場合

第16条 医師が業務地点、業務の種類、業務範囲等の登録事項を変更する場合は、登録主管部門で登録変更手続きをし、医師業務登録変更申請審査表、「医師資格証書」、「医師業務証書」

および省レベル以上の衛生行政部門が定めるその他の資料を提出しなければならない。但し、医療、予防、保健機関が批准する農村衛生支援、立会診察、研修、学术交流、政府から依頼された任務、衛生行政部門が批准するボランティア診療等は除外される。

第 17 条 医師の登録変更の申請事項が元の登録主管部門の管轄に属する場合は、申請者は元の登録主管部門で変更手続きを申請しなければならない。

医師の登録変更の申請事項が元の登録主管部門の管轄に属さない場合は、申請者はまず元の登録主管部門で登録事項と医師業務証書番号を申請し、その後業務を行う地点の登録主管部門で登録変更の手続きを申請しなければならない。

省、自治区、直轄市に登録事項の変更が跨る場合、前述の手続き以外に、新しい業務地点の登録主管部門は、登録手続きの間は元の「医師業務証書」を回収し、あらたに「医師業務証書」を支給しなければならない。

第 18 条 登録主管部門は登録変更の申請を受理した日から 30 日以内に登録変更の手続きを行わなければならない。登録変更の条件に不適で変更を許可できない場合は、登録変更の申請を受理した日から 30 日以内に書面で申請者に通知し、理由を説明しなければならない。申請者は異議がある場合は、法に基づいて再審議を申請、または人民法院に起訴できる。

第 19 条 医師は登録変更手続き中は、「医師業務証書」の元の登録事項が新しい事項に変更、許可されるまでは、業務活動に従事してはならない。

第 20 条 医師の業務登録主管部門は、「医師業務証書」の登録許可、支給、登録取り消しと登録変更について、統計システムと個人登録システムを作らなければならない。

第 21 条 県レベル以上の治法の衛生行政部門は、登録許可、登録取り消し、登録変更を行った人の名簿を公告し、省レベルの衛生行政部門がとりまとめて、衛生部に報告、登録しなければならない。

第 22 条 医療、予防、保健機関が「中華人民共和国業務医師法」第 16 条と本法第 15 条に定められた職務の報告を行わず、重大な結果を招いた場合は、県レベル以上の衛生行政部門は当該機関の主な責任者に対して行政処分を行う。

## 第 5 章 附則

第 23 条 中医(中医、民族医、中西医结合を含む)医療機関の医師の業務登録の管理は中医薬主管部門が責任を負う。

第 24 条 医師の業務範囲は別に制定する。

第 25 条 医師の業務地点が 2 カ所以上の場合の管理規定は別に制定する。

第 26 条 本法で言う医療機関は「医療機関管理条例」第 2 条と「医療機関管理条例実施細則」第 2

条と第 3 条に規定する機関。

地域衛生サービス機関と採供血機関は「医療機関管理条例実施細則」第 3 条第 12 項の規定を適用する。予防機関は「伝染病防治法実施法」第 73 条が規定する機関。

第 27 条 家族計画技術サービス機関の医師は本法が適用される。

第 28 条 国外の人が中国国内で業務申請する場合は、国家の関連する規定によって処理する。

第 29 条 本法は発布日から施行する。